

「在留外国人インフルエンサー招請による観光情報発信業務」に関する質問回答

令和8年7月8日

No.	質問	回答
1	情報発信回数の考え方について 「各在留外国人インフルエンサーのSNSアカウントにおいて、視察したエリアにつき各6回以上、観光資源の情報発信を行うこと」とありますが、各エリア2名ずつ、計6名の在留外国人インフルエンサーを派遣する場合、1名あたり各6回以上の投稿を行い、全体では最低36回以上の投稿が必要という理解でよろしいでしょうか。また、同一の在留外国人インフルエンサーが複数エリアを視察する場合は、視察した各エリアごとに6回以上の投稿が必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	投稿回数に含まれる投稿形式について 上記の「6回以上」の投稿には、Instagramフィード投稿、リール投稿、ストーリーズ投稿、YouTube動画、YouTube Shorts、Facebook投稿等がそれぞれ1回としてカウント可能でしょうか。また、ストーリーズ投稿を投稿回数に含める場合、投稿証拠はスクリーンショット等での提出で問題ないか、ハイライト固定等が必要かについてもご教示ください。	6回以上の投稿を求める趣旨は、異なる観光スポットや作品を投稿してもらうことが狙いです。よって、同一または極めて類似した内容でなければ、各媒体での投稿をそれぞれ1回としてカウントして構いません。ストーリーズ投稿については、ハイライトでの保存をいただく想定です。
3	TikTokの活用可否およびフォロワー数算定対象について 本業務における情報発信媒体として、Instagram、YouTube、Facebookに加えて、TikTokでの投稿を提案することは可能でしょうか。また、招請する在留外国人インフルエンサーの平均フォロワー数10万人以上の算定において、TikTokアカウントのフォロワー数を含めることは可能でしょうか。	本業務における情報発信媒体としては、TikTokは想定していません。そのため、招請する在留外国人インフルエンサーの平均フォロワー数10万人以上の算定において、TikTokアカウントのフォロワー数を含めることはできません。
4	平均フォロワー数10万人以上の算定方法について 「InstagramやYouTube、FacebookのSNSアカウントから一番フォロワー数が多いアカウントを各1つずつ選び、それらのフォロワー数を合計して招請する在留外国人インフルエンサーの人数で割った平均値が10万人以上」とありますが、算定対象とするアカウントは、各インフルエンサーごとに媒体が異なっても問題ないでしょうか。また、フォロワー数・登録者数は、企画提案書提出時点の数値を基準とする理解でよろしいでしょうか。	算定対象とするアカウントは、各インフルエンサーごとに媒体が異なっても問題ありませんが、投稿する際のSNSの種別はフォロワー数が多いSNSを活用するなど、合理的な情報発信に努めていただくようお願いします。また、フォロワー数・登録者数は、企画提案書提出時点の数値を基準とします。

「在留外国人インフルエンサー招請による観光情報発信業務」に関する質問回答

令和8年7月8日

No.	質問	回答
5	欧州市場が過半数という条件の考え方について 「選定する在留外国人インフルエンサーの国籍は、フランス、イギリス、ドイツをはじめとした欧州市場が過半数を占めること」とありますが、こちらは起用人数ベースで過半数という理解でよろしいでしょうか。例えば6名起用の場合、欧州出身者4名、北米・豪州出身者2名の構成で要件を満たす認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	在留外国人インフルエンサーの定義について 本業務における「在留外国人インフルエンサー」とは、日本国内に居住し、在留資格を有する外国籍の方を指すという理解でよろしいでしょうか。また、日本在住であるものの一時的に海外滞在中の方、または複数国籍・永住資格を有する方の扱いについて、条件があればご教示ください。	本業務における「在留外国人インフルエンサー」とは、日本国内に居住し、在留資格を有する外国籍の方を指します。日本在住であるものの一時的に海外滞在中の方、または複数国籍・永住資格を有する方であっても、招請する在留外国人インフルエンサーの対象として構いませんが、海外から招請する際の渡航費等の経費は委託事業費に含めるものとします。
7	投稿言語・字幕・翻訳条件について 欧米豪市場向けの情報発信にあたり、投稿本文・動画内テロップ・字幕等について、英語での発信は必須でしょうか。また、フランス語・ドイツ語等、インフルエンサーの母語による発信や、日本語併記の可否について条件があればご教示ください。	情報発信にあたって、投稿本文・動画内テロップ・字幕等について英語での発信は必須としていません。各在留外国人インフルエンサーの国籍やフォロワーの性質に応じた得意とされる方法での情報発信を予定しているため、インフルエンサーの母語による発信も可能です。また、日本語併記については想定していません。
8	撮影素材・SNS投稿内容の二次利用範囲について インフルエンサーが撮影した動画・静止画素材、ならびにSNS投稿内容について、宮城県様の公式Webサイト、SNS、パンフレット等で二次利用する想定でしょうか。その場合、利用期間、利用媒体、広告配信への使用可否、加工可否、素材データの納品可否についてご教示ください。	インフルエンサーが撮影した動画・静止画素材、SNS投稿内容について、本県による二次利用のために納品することを仕様の要件としておりません。よって、委託事業費内で提案内容に含めていただくことは可能ですが、詳細について発注者側からの指定はありません。

「在留外国人インフルエンサー招請による観光情報発信業務」に関する質問回答

令和8年7月8日

No.	質問	回答
9	広告配信・ブースト投稿の提案可否について 本業務におけるSNS情報発信について、インフルエンサーのオーガニック投稿のみを想定されていますでしょうか。もしくは、投稿後の広告配信、ブースト投稿、二次利用広告等も提案に含めることは可能でしょうか。また、広告配信を提案する場合、広告費を委託上限額内の経費として計上することは可能でしょうか。	SNS情報発信については、インフルエンサーの広告費をかけないオーガニック投稿を想定しています。投稿後の広告配信、ブースト投稿、二次利用広告等も提案に含めることは可能ですが、広告配信を提案する場合、広告費を委託上限額内の経費として計上いただく必要があります。
10	KPI・効果測定における必須報告項目について KPIについては提案者側で設定する理解ですが、事業報告書において必須で報告すべき指標や、最低限含めるべき効果測定項目があればご教示ください。また、インフルエンサーから提出するインサイト情報について、取得期間や提出形式に指定があればご教示ください。	KPIについては、本業務の効果測定に必要と判断されるものを提案者側で設定願います。インフルエンサーから提出いただくインサイト情報についても同様とします。
11	重点的に訴求したい観光資源・撮影許諾上の注意点について 北部・中部・南部エリアのモデルコース作成にあたり、宮城県様として重点的に訴求したい観光資源、既存の欧米豪向けプロモーション資料、または撮影許諾・情報発信上の注意点がある施設等があればご教示ください。	回答不可
12	専用車手配の条件について 招請中の移動手段について「原則、専用車」とありますが、専用車は各エリアの全行程で手配する想定でしょうか。車両サイズ、運転手付き車両の要否、通訳・行程管理者の同乗有無について条件があればご教示ください	原則、全行程で運転手付きの専用車(サイズは不問)を手配いただく想定ですが、公共交通機関を利用の方が利便性が高く、情報発信にも有利に働く判断される場合、専用車を手配しないことも認められます。一方、通訳・行程管理者は必要に応じて配置することとしておりますので、招請者の語学能力や行程管理の実効性などを十分に考慮した上で、安全かつ適切に事業を実施願います。